統計調查分科会 第 13 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 13 回統計調查分科会 議事次第

日 時:平成20年5月8日(木)10:10~12:00

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1.開 会
- 2. 文部科学省からのヒアリング
- 3. (株)インテージからのヒアリング
- 4. 科学技術研究調査の平成 19 年度事業の実績評価について
- 5 . その他
- 6.閉 会

(傍聴者入室)

(文部科学省関係者入室)

前原主査 それでは、定刻となりましたので、第 13 回「統計調査分科会」を始めさせていただきます。

今回は、オブザーバーとして、前の女子栄養大学助教の芳賀麻誉美さんに御出席をいただきまして、議論に加わっていただくこととしております。よろしくお願いいたします。

本日の議題でございますが、文部科学省の取組み状況についてのヒアリング、民間事業者からの ヒアリング、科学技術研究調査の平成 19 年度事業の実績評価などを予定しております。

それでは、まず基本方針に掲げられております事項に係る文部科学省の取組み状況について、文部科学省生涯学習政策局調査企画課の神代課長から御説明をいただきます。説明は 10 分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

神代課長 神代です。よろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料1に沿いまして御説明をさせていただきます。

昨年 10 月の公共サービス改革基本方針の閣議決定がなされたわけでございますが、その中の文科省関係の統計調査業務に関しましては、ここにありますように、すべての指定統計調査について地方公共団体からの要望、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成 20 年 3 月までに講じるとされたところであります。

これを受けて、今日までの取組み状況ということで、以下大体大きく3つに分けて御説明を申し 上げたいと思っております。

まず1つ目、これは時間的にこの閣議決定の前ということになりますけれども、民間委託の現状等について文科省としても把握をするということで調査を実施しております。これは地方公共団体に都道府県の統計主管課、都道府県の教育委員会における調査統計の主管課に対しまして、我が省から法定受託事務として行っております事務の民間委託の現状、あるいはその現状に対する要望等について、昨年の9月に実施を行いまして、その現状を把握したところでございます。

この調査結果につきましては、第8回の統計調査分科会の方にも資料を提出させていただいたと ころでございます。

この各都道府県の教育委員会における統計主管課に対しまして、統計調査の民間委託に関するガイドライン、これも昨年の5月に改正されたものですが、これを合わせて送付をいたしまして、私ども日常的な業務ということでは、勿論統計主管課ともやりとりがございますが、教育委員会とのやりとりも非常にございますので、そちらの方の教育委員会側にもこのガイドラインを送付して、まず周知を図ったということでございます。

続きまして、各種調査の説明会においての趣旨説明ということであります。 2 ページの上の方にポツが4つほどございます。この 10 月の閣議決定以降に行われました各種、この我が課に関する会議でございますけれども、11 月 9 日は 14 の都道府県教育委員会。これは特別区または政令指定都市を有する都道府県教育委員会の調査統計・広報主管課長が集まった定例的な会議でございます

が、そこにおきまして民間委託のガイドライン、この閣議決定の趣旨、概要について御説明をした ということでございます。

学校基本調査の関係であります。これは毎年度行っておりますので、大体毎年2月ぐらいに説明会を行うのですが、それが一番下の20年2月のこの説明会であります。

基本調査に関しましては、後ほど御説明いたしますけれども、政府統計共同利用システムへの移行という調査のやり方のかなり大きな変更がございますものですから、その点に特化した形で昨年の 12 月 6 日にシステム移行に関する説明会というものを行っております。

こういった形で基本調査に関して2回ほど都道府県の関係者を集めた大きな説明会をやっておりますけれども、この場におきまして閣議決定あるいはガイドラインの趣旨を改めて御説明したり、また後ほど御説明いたしますが、このシステムの移行に伴いまして、委託費の費目の内容についても、より委託しやすいような形での変更を行ったわけでありますけれども、そういった趣旨についても併せて説明をして、各県の事情に応じて民間委託をというところについては進めていただきたいということで周知を図ったところでございます。

ポツの3つ目のところですが、これも毎年度行っております、全国の生涯学習・社会教育主管部課長会議というものがございます。これも都道府県あるいは政令指定都市の生涯学習、社会教育を所管している部課長さんを集めて、1月の段階でしたので、大体21年度予算案の概要を中心に御説明をするというような場でありますけれども、そこにおきましても、ガイドライン等の趣旨説明及び各都道府県の実情に応じた民間委託の推進ということについて改めて理解を求めたということであります。

3点目でありますが、統計調査の委託費の積算の見直しを行いました。これは先ほど申しました、 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムへの移行ということに伴いまして、電算処理 方法が変更になりました。その関係もありまして、学校基本調査に係る調査委託費について、積算 内容の見直しを行ったということであります。

具体的には新しいシステムにおきましては、すべての調査票データをオンライン調査システムを通じて提出をするということになりました。すなわち、従来は紙で書いた調査票をそのまま文科省に提出するというやり方も若干例外的に認めておったわけですが、それが今回、この共同利用システムの場合にはできないということになりましたので、その電算処理の中でのいわゆるデータパンチを行うよりは、その電子調査票へ実際のデータを入力していただくといったところに変更する必要が生じたわけでございます。

したがいまして、民間事業者へ委託をする場合にもそのデータパンチということではなくて、代行入力をお願いするといったことに対応した委託費という形で積算を見直すことによって、より各都道府県からの民間委託が行いやすいような環境を若干ながら整えさせていただいたということであります。

もう一つは、このシステム移行に伴いまして、いろいろ各学校からの問い合わせがたくさんくる ことが予想されますので、そういったことに対するヘルプデスクを設置する。これについても民間 に委託して、設置することが可能になるような積算に、これも見直したということでございます。 そういった形でよりこちらから委託費を各都道府県に交付する際にも、そういった形で実際の事業の委託はしやすいような形の積算見直しを行ったということであります。

最後に、今後の考え方ということになりますが、まずはオンライン調査の利用促進というものを 年々オンラインによる調査率は上がってきてはおりますけれども、まだ若干徹底していないところ もありますので、そういったところの利用促進を図っていく。

各都道府県にとっても、こういった民間委託をすることによって、全体的な調査業務の効率性ということが高まるんですというような趣旨を引き続きこちらからも御説明をしながら、現在、措置しております委託費の範囲内で可能なものについては積極的に民間委託を推進していただきたいということで、引き続き指導を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

前原主査 ありがとうございました。それでは、御質問・御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 最初にお聞きします。

今の説明の2ページの中に、新システムに移行している学校基本調査だと思いますが、このデータ入力方式が「『データパンチ』から電子調査票への『データ代行入力』に変更」という書き方をされていますが、私のこういう考えでよろしいかということをお聞きします。

今までは紙の調査票に書いてそれをデータパンチしてもらっていた。それがなくなって調査票イメージの画面に入力すればいいととらえた場合、データ代行入力という考えになるのか、つまり担当者がその画面に向かって入力すればそれでいいのではないかと思うんですけれども、そこのところの考え方をお聞かせ願いたいと思います。

神代課長 実は、特に幼稚園とかあるいは専修学校、各種学校のように、そもそも余りパソコンがまだ十分配置されていないところで、大多数の学校では自分の学校にあるパソコンから共同利用システムのオンライン調査システムのところにアクセスをして、そこから直接入力するということでできるわけですけれども、そういった設備がまだ整っていないような学校、施設というものが特に幼稚園とか専修学校、各種学校の場合にはかなり残っております。

そういうところについては、従来はこういう紙に書いていただいた調査票を直接都道府県経由で 文科省に提出していただくというやり方をとっておったわけですが、今回は共同利用システムにな りますとそういうやり方がとれないということですので、実際に共同利用システムのオンラインシ ステムにアクセスができるようなパソコンがあるところでやらないとその入力はできない。そうい う意味で、設備の整っていない学校のデータについては、そういう業者に委託をして、つながって いるパソコンを通じて入力していただくということができるようにするという趣旨でございます。

鈴木専門委員 追加していいですか。

前原主査 どうぞ。

鈴木専門委員 一般的な考えではもうどこにもパソコンはあるのではないかと思います。なおかつ、まだそういう環境になっていない幼稚園等があると言いましても、今後ますます電子化という

のは進みますし、急速にパソコンの処理はできるようになるのではないかと思います。そうしますと、データ代行入力というのはなくなってしまうのではないか、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

神代課長 実際にそこは調査業務全体の効率性ということを考えたときに、学校から直接このシステムにアクセスをしてここに入力するというやり方でいいのか、それとも物理的にそういうふうにつながっておっても、例えば学校の職員の体制とかそういう関係からして、職員が直接ここに入力するというところが、特に私立の学校の場合には余りスタッフも充実していないところもございますので、一応ハードとしてつながっていても、では物理的に時間的にそういうことができるかどうかというようなことも関わってきますので、そういう場合に、全体的には学校から直接入力するという方向に恐らくいくのではないかと思いますけれども、では全部つながれば全くこの代行入力がなくなるのかというと、なかなかそこら辺も簡単にはいかないのかなという感じがしております。

鈴木専門委員 済みません、もう一点だけ。その下の行に、代行入力の「必要が生じたため、民間事業者への委託を基本とした積算に見直した」ということで、代行入力をやらないところに対してはデータパンチの積算というのはなくなると見てよろしいんでしょうか。

神代課長 そうです。

鈴木専門委員 わかりました。

前原主査 そのほか、いかがでしょうか。

廣松専門委員、何かございますか。

廣松専門委員 今、御説明いただいたとおり、文科省の場合は政府統計共同利用システムのオンライン調査の利用が進みつつあるということは高く評価をしたいと思うんですが、その流れと現在、文科省が持っている4つの指定統計の民間開放という流れとどういう形で今、整理をなさっているのか。そこのところを伺えればと思います。

確かに4つすべてに全部オンラインが導入されれば、それはそれでいいと思うんですけれども、 現実にはなかなかそういう形にはならないようにも思います。その辺現時点でどういうふうに整理 をなさっているのかお聞かせいただければと思います。

神代課長 4つある指定統計の中では、やはり学校の基本調査が最も基幹的な、私どもとしては統計の調査でございますので、優先順位ということではまずそこがこの基本調査を共同利用システムの方へ移行していくとともに、この民間委託という点に関しても一種のフラッグシップ的な役割を果たしていただきたいというつもりで取り組んでおります。ですので、基本調査の先行した取組みを参考にしながら、ほかの指定統計調査についても共同利用システムの移行及び民間委託、両方にこれは共通する話だと思いますけれども、こういった基本調査の経験を生かしながら、ほかの調査にも徐々に広げているというようなやり方で進めていきたいと考えております。

前原主査 よろしいですか。

廣松専門委員 はい。

前原主査 ほかによろしいですか。

どうぞ。

高橋専門委員 例えば学校基本調査の場合に、どの部分を民間業者に委託せよと考えておられるかということを教えてください。

神代課長 これは具体的には各学校への調査票の発送が1つございます。

それから、先ほど申しましたデータの入力。3つ目は調査票の整理業務はかなり1つの学校で提出するデータの量は多うございますので、その辺をきっちりこちらで決められたとおりの入力ができているかどうかというような整理でございます。

これはオンライン調査が進めば将来的にはなくなることですが、いわゆる紙媒体の場合にはその 調査票を送っていただく。そういうような以上4つの業務が考えられると思っております。

高橋専門委員 その程度であれば、民間業者もそんなに難しいあれではないと思うんですが、そ の辺の御感想をどうぞ。

神代課長 そうですね。実際、この4つの業務について、多少都道府県でばらつきはありますけれども、非常に積極的にできるところはすべて委託しておられるところもございますので、私どもとしてもそういった事例を紹介しながら、更に進めていただけるように働きかけていきたいと考えています。

前原主査 私の方から1点お聞きしたいんですが、地方公共団体からどういう御要望が出されていたかということを教えていただきたいんですが。

神代課長 大体大きく分けまして2点かと思っています。

1つは先ほど申しましたように、技術的な話ですが、やはり委託をしやすいような委託費の積算、予算上のことです。そういったことに工夫を引き続きしていただきたいというようなことが1点。もう一つは、より一般的といいますか、基本的な話になるかと思いますが、当然民間委託を進めるからには、その調査業務全体が都道府県にとっての負担軽減になるとともに、業務の効率化に資するようなものでなければ当然いけませんから、そういうような方向にいくような形で進めていただきたいというような、これはいわゆる一般的なものでございますが、大きく分けてその2点でございます。

前原主査 ありがとうございました。ほか、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 今回ご説明頂いたとおり、閣議決定された事項につきましては、文部科学省としてきちっと対応していただいたものと事務局としましては受けとめております。

それでは、公共サービス改革基本方針において、文部科学省は「地方公共団体における民間開放の実施を推進するための措置を平成 20 年 3 月までに講じる。」とされていることにつきましては、文部科学省として、本日のヒアリングで説明していただいた内容をもって措置済みというような処理をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

前原主査 今の事務局の説明に御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

前原主査 ありがとうございました。それでは、そういうことで了解をいただきました。 文部科学省におかれましては、今後とも、統計調査業務の民間開放に積極的に取り組んでいただ きたいと存じます。

それでは、これで文部科学省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。

神代課長 どうもありがとうございました。

前原主査 御苦労様でした。

(文部科学省関係者退室)

(株式会社インテージ関係者入室)

前原主査 それでは、続きまして、民間事業者からのヒアリングを行いたいと思います。本日は、 株式会社インテージさんにおいでいただいております。

お忙しい中、統計調査分科会においでいただきまして、ありがとうございます。本日は、法定受託事務の民間開放の動きにつきまして、民間事業者としてのお考えを中心に御説明いただき、意見交換をしたいと思います。

御説明はインテージの木原ソーシャルマーケティング部部長から 20 分程度でお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

木原部長 今日はお時間をいただきましてありがとうございます。

本日お話しをさせていただくインテージの木原でございます。よろしくお願いいたします。

隣におりますのが、インテージリサーチという主にフィールドの実査をやっております営業の部門長であります飯田でございます。

こちらにおりますのが、同じく公的統計関係を統括しております山田でございます。よろしくお 願いいたします。

では、私の方で20分ぐらいでお話しをさせていただきたいと思っております。

今日は、昨年度実施されました越前市の就業構造基本調査の結果報告書を拝見した範囲で、いわゆる地方経由調査を中心とした統計調査の民間開放といった部分で、当社が課題と感じる点についてお話をさせていただきたいと思っております。

大きなポイントとしては、民間企業としての採算の問題。2つ目の点としては、官民の情報ギャップの問題。3点目としては、調査員の確保の点でございます。

この3点とも重要なんですが、これらの根底にあるものとして、官業の民間開放をうまく進めていくに当たっては、官側の皆さんに統計調査案件で民間企業がどういう考え方をするかというのを御理解を深めていただければと考えておりますので、その点についてもお話しをさせていただきたいと思っております。

私も公的統計絡みの仕事を長くやらせていただいておるんですけれども、よく民間に受け皿がないですとか、民間に任せて本当に品質が確保できるのかとか、品質の保護は担保されるのかという御質問をよくいただきます。

それらの御懸念は逐次ごもっともでして、当社としてもその負託に応えるべくやっているのですが、できましたら民間開放、民間企業がこういった統計調査の案件があったときにどういうふうな反応をしてどういう意思決定をするのかというところを御理解いただけると、よりよい形で公的統計全体の質的な向上に結びつくものと考えております。

本題に入る前に、若干留意点としてエクスキューズを付けさせていただきたいと思っております。 今回の私どもの話は、4月2日の統計調査分科会で総務省様から提出された資料を拝見した範囲で、 当社として疑問に思うことを述べさせてもらうだけです。

当社はこの越前市の就業基本構造調査に応札はしたのですが落札はできておりません。実際に仕事をやったわけではなく、言わば資料だけ見て後付でああだこうだと言っておりますので、若干整合を欠く部分もあるかと思いますので、その点は差し引いて受け取って いただければと思っております。

もう一つは、インテージの特性でございます。お手元に今パンフレットが回ったかと思うんですけれども、インテージは民間のいわゆる市場調査会社でございます。独立系でして、新聞社ですとか広告会社とかと特定の団体と関係性が深いわけでございません。

グループ全体では社員が 1,800 人、年間の売上が 330 億円程度の会社でございます。ただ、いわゆる官公庁が最大のお客様ではなくて、全体の売上に対する比率というのは 5 % にも及ばないぐらいものです。会社として公的統計の位置づけというのはそれぐらいのものであって、この点がほかの調査会社さんと構造が大きく異なります。

また、インテージは株式を公開している関係で、株主に対して四半期ごとに説明責任がありますので、いわゆるコンプライアンスとか会計監査はかなり厳密に行われております。このようなバックグラウンドがあったところで今日の話になりますので、一律に他の調査会社さんに当てはめて、インテージがこう言ったから調査会社全体はこうだと受け取られると少し困ってしまうかなという点はございます。

ちょっと前説が長くなりましたが、ではレジュメに沿ってお話しをさせていただきたいと思います。

最初に「1.民側からみた『越前市就業構造基本調査』の特徴」というところで、書かせていた だいております。

5 点挙げておりまして、5 年周期の調査というのは、民側から見た場合、5 年に1回しかやらない調査なので、それを見越してあらかじめ体制をとっておくことはできないということをここで申し上げておきたいと思っております。

もう一つは、いわゆる北陸の福井県の越前市というある意味首都圏から遠隔の地域で実施された 調査でございますので、調査会社からしてみれば、通常そういった所に拠点を持っていない、支店 とか出先を持っていないというのが普通の状態だと思っています。

したがいまして、通常、該当地域に調査員が潤沢にいるということはあり得なくて、かなり苦労 して受託者の方も調査員を集められたのかなと思っております。

もう一つ、重要な理由として、受託された民間事業者さんの調査員には、当然ながら越前市の地域の特性について余り肌感覚の背景知識はなかっただろうという点でございます。これは実査環境とか地域特性といった点で少しハンデがあったと認識をしております。

成果というのもおこがましいんですが、報告書を拝見する範囲においては、品質は遜色ないものができているのかなと、官が直接やられる場合と比べて遜色がないものができたと拝見しておりま

す。回収率、記入率、客体の満足度ともおおむね良好だったと認識をしております。

経済性についても、直接官がやる場合と比べて 19 万の費用低減があって、かつ市職員の方の審査業務への負担が相当軽減されたというのは強調されておりましたので、経済性についても一定効果があったものと拝見しております。

官民の共同という点では、調査困難世帯への対処であるとか、問い合わせ等一定の成果が出ているものと拝見しております。

「3.課題」として、当社がこういった資料を拝見した範囲としては、ここで「 民間企業(株式会社)としての採算性」と書かせていただいておりますが、同じ民間事業者でも財団とか社団法人の公益法人と株式会社とでは収益に対する考え方が大きく異なります。

当社は民間企業ですので、その目線でお話しをさせていただきます。今回、結果だけを見ると、落札額は 267 万 7,000 円で、実際サーベイリサーチさんが実施された直接の経費というのが 915 万 6,000 円だったと記されております。落札額に対して実際にかかった費用が 3 倍以上になっておりますので、通常こういったような形で仕事を取るということはあり得ません。

株式会社の採算の概念というのを御理解いただければと思うんですけれども、どの会社にも恐らく標準的な見積もりというのがあって、一つひとつの仕事に対してこの仕事だったら幾らで大体見積もりをするのが適正かという基準があるかと思います。

一般的にはその考え方というのは、人時工数と直接経費と一般管理費を足したものの総額で標準の見積もりというのをつくります。人時工数と直接経費というのはわかりやすくて、その案件のために社員が動いた時間や、かかった費用だと考えてください。もう一つ、一般管理費というのが、これがよく争点になったりするんですけれども、例えば会社のビルの家賃でありますとか光熱費でありますとか、会社を動かすためにはスタッフ系の人件費も必要ですので、そういったものが1本1本の業務に乗っかってくるというものだとお考えいただきたいと思います。

大体この標準の見積もりに沿って、インテージとしてはここまでできるとかという形で決めていくことがございます。では、標準見積もりで合わなければやめてしまうかというと決してそんなことはなくて、案件ごとにこの案件はたとえ赤字が出ても先行投資としてやっておいた方がいいだろうとか、そうは言いつつも、余りにも赤字が出過ぎるのはうまくないとかというバランスの中で、業務を受注するときの意思決定をしているとお考えいただければと思っております。

民間企業の基本は、同じサービスを複数のお客様に売ることによって成り立っています。同じサービスを展開することによって習熟効果が増して、全体のコストが下がって利益が出るということでございますので、同一または類似の業務を繰り返しリピートで受託していくことによって、民間企業としてはやはり単年度では赤字でも2~3年たてば仕事が成り立つという理屈でございます。

1つ官側の予算設定についても若干御理解いただきたいんですが、多くの場合は、官側の職員が動く人件費を除いた委託費ベースで予算が組まれていることがほとんどだろうと思っています。そうしてみると、民間企業の側からしてみると、それは市場の価格から見ると離れている場合が多いのではないかと感じるところが多いわけです。特に仕様書で想定できない事態というのがどうしても発生しますので、そうした場合、追加予算についての判断基準なり記載があると非常にありがた

いというところでございます。

できれば、こういった官側で官庁統計を民間開放され更に予算を設定するときには、複数の異なる民間事業者、例えば社団法人でありますとか民間企業でありますとか、民間企業においてもインテージのような会社と中堅どころの会社さん、2~3社さんからとるというような形で、市場の相場では幾らなのかということに基づいて予算を確保していただけるとよりいい形で動いていくのかなと思っております。

大きな2点目として、「官民の情報ギャップ」というのがあるかと考えております。初回の民間 開放案件、今回の越前市もまさしくそうなんですが、当たり前なんですが、官側のみが調査実務に ついてさまざまなノウハウを持っております。民間側では示されている仕様書以外の情報は、受託 する時点においてはほぼゼロの状態にあるわけでして、この辺のギャップがもう少し埋まらないも のかなと思っています。

特に受託者側に大きな負担が発生しやすい原因として、実際の情報ギャップというのがあると思っております。

2 枚目ですが、例えば今回の越前市の例でいくと、調査困難地域の存在、外国人居住者が多く住む地区があったりですとか、集合住宅が多い地区でオートロックがかかっていて調査がやりにくい地域ですとか、あらかじめ官側の方ではわかっているんだけれども、民側では必ずしもそこまではつかめていないという情報。この情報のギャップが埋まっていると、もう少し対応の仕方についても変わってくるのかなと思っております。

3点目の大きなポイントとして、調査員の確保という観点でございます。今回の越前市の結果から拝見すると、社員として7名投下して、うち1名をずっと越前市に張りつけていて、かつ調査員は27名で、市の登録調査員を10名活用されているような形で運用されております。

通常、これぐらいのサンプル数と予算規模の案件でこれだけ潤沢な人員とか調査員を投下するというのはなかなか考えにくい部分があるのかなと思います。これは恐らく実査をやる過程で、困難なシチュエーションが発生して、それに対応するために逐次社員とか調査員の方を増やしていったりした側面があるのではないかと考えてございます。

一般に調査会社の調査員というのは都市部に集中して存在していまして、その数にも限りがございます。調査会社の「調査員」だけで地方経由調査の実査を担うことは難しいのかなというのが率直な印象でございます。JMRAで実態調査したところによりますと、いわゆる民間企業の登録調査員の総数というのが2006年度で2万6,000人おることになっております。この2万6,000人というのはあくまで各社が登録している者を合計した値であって、調査員の方によっては複数の会社に登録されていたり、実際登録してもやっていないという調査員の方も大勢いらっしゃいますので、その辺をアバウトに差し引くと、大体2万人程度の調査員がアクティブに動いているのではないかと推測されます。

そういった実働2万人ぐらいの調査員で地方経由の調査の実査というものを全国一律で担った りするというのは、そもそも遠いところがあるのかなと考えております。

そういった観点で見ると、民間事業者にとっては、サーベイさんがおやりになったように、地方

公共団体の方でお持ちになっている登録調査員というのを活用できるかどうか。この辺が制度化して明文化されていたりすると非常にやりやすいというのが応札判断の際のポイントになるところでございます。

以上が、越前市の概略を見たときの印象談でございますが、参考として当社としてこういった公的統計の案件に対応する際の基本的な考え方というのをまとめてみました。

これは先ほど申し上げましたように、他の調査会社さんに一律に決して当てはめられるものでは ございませんので、あくまで当社ではこういう基準で考えることが多いというぐらいで受け取って いただきたいと思います。

1番目のポイントとしては「 企画重視の案件であること」、公的統計にもいろいろな発注の 仕方があって、それはさまざまな事情があることなのでいたし方ないのですが、当社としては過去 の業務実績とかノウハウで強みが発揮できる案件というのを選択して応札することを方針として おります。今、総合評価落札方式が主流になってきつつありますので、そういった中でも技術点と 価格点の比率が2対1以上がありがたいというのが率直なところでございます。インテージとして は、純粋な価格勝負だけの案件に対応することは難しいのかなというのが率直なところです。

2点目として「 該当案件に『戦略的な価値』があること」ということです。戦略的な価値というのは主観的なものなんですけれども、当社の方で1つの判断基準にしているのが、該当する案件で5,000万~1億円以上の売上が期待できること。当社の場合は3,000万以下の案件とかだと会社として受けたときのスケールメリットが働きにくいのかなと考えております。

また、その案件を獲得することによって、例えば複数年契約が来年度から見込めていて、情報面で圧倒的に有利になれるとかそういった戦略的な価値が高い場合は、単年度で赤字が出ても、当然応札をいたします。

会社でよく言うのは、ある意味リスクとしての赤字があらかじめ見えていて、適切にコントロールされていれば問題ないというスタンスでございます。

3点目としては先ほど申し上げましたように、民間企業の肝としては同じような仕事を多く受注 して習熟効果を上げていくことになりますので、リピートの獲得が今後見込めそうなことというこ とでございます。

初年度は赤字でも同一業務、類似業務を継続的にやっていくことでノウハウの蓄積というのが確実に進みますので、一定の習熟効果というのはかなり出てきます。複数年契約であれば特にこの点を担保しやすいので非常にありがたいというところでございます。

そうは言いつつも、リピート業務であっても、実査とか管理コストというのは一定のものですので、余り過度に削減されても応札することは困難かなというところはございます。

4点目として、社員ですとか調査員ですとかあるいは既存の情報システムですとか調査のための 実施事務局の機能ですとか、社内の既存の資産を十分に生かせる案件であることという点です。

あくまで一般論なんですが、新しく仕事をとるために数千万以上の先行投資、該当地域で調査員を雇ったり、新しく情報システムをつくらないと集計とか審査がうまくいかないとかということが 見込まれる場合には、案件には対応しないという方針になります。 もう一つ重要な点なんですが、一度受託した以上、確実に実行する必要がありますので、そういった大規模な統計調査業務を着実に回せるプロジェクトマネージャー、ここの担保が確実にできることというのが大きなポイントになります。

最後、5点目として、勿論委託業務として民間企業が受託するので、遂行責任は当社の側にある んですけれども、官側の発注者の側に民間開放で統計調査の質を向上させようという明確な意思が 感じられることとがあげられます。

これは仕様書の中に微妙なニュアンスで出てきたり、説明会のときの担当者の方のお話しのふりとかから大体うかがい知れるところがあるのかなと思っています。

もう一つの点は、先ほど申し上げましたように、細かなノウハウですとか業務受託時のリスクという点で、提供される情報の質・量が適切であること。そういった情報量が少ないと、どうしても過少に積算したり、あるいは過剰にリスクを恐れて応札を断念したりということがありますので、情報提供は適切に行っていただければと思っております。

最後に、今回の越前市のケースでも挙げられておりましたけれども、やはり民側が受託してやって進めていくんですが、調査困難な客体への対応ですとか、あるいは該当自治体での広報活動ですとか、官でしかなし得ないという部分もありますので、そういった点では積極的な関与が期待できることといった意味で、官民共同で統計調査をよりよいものにしていくんだという雰囲気というとオーバーなんですが、そういったものが感じられる案件に重点的に選択して対応していくというのが基本的な考えとなっております。

ちょっと長くなりましたけれども、私の方からは以上でございます。

前原主査 ありがとうございました。それでは、御質問・御意見、御発言をお願いいたします。 高橋専門委員、どうぞ。

高橋専門委員 今回、越前市に応札されたということなんですが、もしよければその当時考えておられた応札額で、実際かかる額がそれぐらいできるだろうと考えておられたのか、それともここに書かれたように、今回のものはあくまでも先行投資で多少の赤字はやむを得ないと考えておられたのかということをまずお聞きしたいと思います。

飯田部長 インテージリサーチの飯田と申します。私の方から答えさせていただきます。まず越前市の就業構造基本調査の応札のステップなんですけれども、統計局様の方にヒアリングをいたしまして、これは先ほど話がありましたように地域事情もございますので、越前市様の方に出向きまして事情聴取しました。ヒアリングしました。どういうことかと言いますと、まず統計調査員が使えるかどうかという話です。

私どもでいきますと、専属調査員という制度を持っておりますが、福井県を見渡しましても、15 名程度なんです。それでは、とてもできない。30 名必要だということが見積上わかりますので、そうしますとあと 15 名を確保しなければいけない。これは是非とも統計調査員を活用しないといけない。そういう統計調査員の活用ができますかという1つの打診です。

最初は2~3名というお答えであったんですが、その後接触していきますと、15名ぐらい何とか可能だというような協力的なお話もいただきまして、対応させていただくことにしました。どちら

かと言いますと企画では統計調査員を活用するという点に力を入れて応札しました。費用の点なんですが、あと1点は場所の問題です。当然拠点がございませんので、私どもの社員がサーベイさんと同じように1名行ってという話になります。

そこでの拠点なんですが、ウィークリーマンションとかホテルとかそういうものを一応確保して やるという考え方でいきましたが、できれば市のそういう公的な場所をお借りできますかという質 問をさせていただきました。そのときは御返事はなかったんですが、その後、大丈夫ですというお 話をいただきました。その点では、越前市様の対応がすばらしかったと思っております。

社内に帰りまして、1 つは先ほど木原の方が申しましたとおり、戦略的価値があること。つまり、このような地方の調査におきまして、我々は中央から直轄管理する方式で今までやっておりますので、地方の調査におきましてどういうことが可能か。それは先ほど言いましたように、統計調査員の活用しかないと思いますので、それが使えるということで会社に戻りまして、経営としての判断をしまして、最終的に応札を決定するステップになっています。

費用の方なんですが、私どもの標準売価としては、450万ぐらいと設定をしました。実際は260万、270万という予算額があったわけなんですが、その段階ではどうしますかということですけれども、ここで言いましたように、統計調査員の活用の仕組みを勉強したいということが1点あって、それと実際統計調査員の質の問題が1つまたあるわけなんです。募集と質です。募集の話がうまくできますかということと、実際、統計調査員を活用した場合に、どういう質が担保されるか、その勉強をしたかったということです。

ということで、結局 250 万で応札したのですが、200 万ほどの赤字は、これは戦略的価値がある という判断をしました。実際の経費は 220~230 万。あとは人件費と宿泊費用という形に一応なり ます。

ということで、既に発表のとおりの形で応札をさせていただきました。

廣松専門委員 それと関連して、事前に公表されていました入札実施要項の情報は十分だったんでしょうか。それとも今おっしゃった統計調査員の手当等の部分に関しては、実施要項からは必ずしも十分読み取れなかったという趣旨でしょうか。

飯田部長 調査そのものの実施要項ですか。

廣松専門委員 はい。

飯田部長 それは90%方は理解は可能な実施要項だったと思います。ただ、先ほどの説明にもありましたように、外国人居住地が多いとか、そういう特性というのは残りの5%と10%の最後の詰めのところでして、そこに係るコストというのが大変なところでございまして、その辺はなかなか読み取れないというところがあります。

前原主査 ほか、よろしゅうございますか。

鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 1点ですが、民間開放です。これはこれから優れた民間事業者の能力やインフラ を活用することによって、官で実施するよりも価格的にも安く、質的にも勿論よければいいですし、 同等以上のものを実現しようとしているわけですけれども、今回の越前市の例を見ますと、予算的 な金額と、実際の経費とに非常に大きな差があるんです。

インテージさんはこの事実をどう受け止められますか。そこら辺のところをお聞きしたいのですが。

木原部長 あくまで報告書の書類だけしか見ておりませんので、なかなかつらいところがあるんですが、一般論で考えると、恐らくサーベイ様も多分、今、飯田が言ったのと同じぐらいの予算規模感覚で考えていて、当然先行投資で投資をと思ってやられたと思うんです。

そう思って飛びついてやったところ、進めていくにしたがって、越前市さんの側も初めて民間に任せるわけですので、何をどこまで情報を出していいかとかという迷いは少しあったのではないかと推測します。

後から後からやらなければいけないことが膨らんでいって、実査も思ったほど進捗がはかどらなくて、逐次人や経費を投入して、結果としてみると3倍かかってしまったという案件だったと思います。

鈴木専門委員 もう一点ですが、戦略的な先行投資という意味からは金額は余り問題にされないと思いますけれども、経常的にやっていくという場合には、3,000万と言いますと、ここに載ってくるような例はほとんどやってもメリットがないとお考えですか。

木原部長 あくまでここで言っているのは、戦略的な価値の例であって、3,000 万円以下の案件 だからやる気がないとかそういった趣旨では決してありません。

鈴木専門委員 経常的にやる場合の話なんですが。

木原部長 経常的にやる場合とおっしゃいますとどういうことですか。

鈴木専門委員 とりあえずは戦略的にいろんなノウハウあるいは調査員の活用の仕方を学ぼうというようなお話しであったのですが、それ以降、会社の当然業務というか利益を上げて仕事をやっていかなければならないわけですから、そういう時点で考えた場合にはもう 3,000 万円以下のようなものについては会社として対応していくのは難しいと思ってよろしいんでしょうか。

木原部長 一律に金額だけで切っているわけではありませんが、例えば3回繰り返して収益の改善が見込めないとかというふうになってくると、それは業務としてそもそもどうなんだろうという判断にはなるかと思います。

鈴木専門委員 わかりました。

前原主査 そのほか、いかがでございますか。

椿専門委員、どうぞ。

椿専門委員 このインテージさんの場合、恐らく今までの官庁統計というのは先ほどの登録され た調査員というかなりどちらかというとボランタリーに近いというような意味で、コスト的には極 めて低額であるけれども、むしろどちらかというと公共に対する奉仕とか交渉とかそういう後々の 表彰制度や何かで支えられていた部分があるわけですね。

これを例えば現状の官庁の調査、そういうものを民間の論理と言いますか、民間の方の調査会社 として引き受ける場合に、まず先ほど登録調査員という方々を活用できる、あるいは登録調査員が こういう公共的なものに協力しているという立場は変わらない形でやるというのは、いろいろな制 度的な仕掛けはあると思うんですけれども、これ以外にかなり民間がやるという意味で阻害要因になっている、あるいはこういう部分の仕掛けがあればもうちょっとできるということ、先ほどプロジェクトマネージャーの方なども本来は、越前の話1件だけでこれを専任で何週間か張りつけるというようなやり方、民間では恐らく考えられないのではないかという気もするんですけれども、何かそういう意味で幾つかの条件がクリアされれば、民間としては先ほど言ったように、今後もこういう官庁統計分野に投資できると思います。その辺の主たる要因というのはいろいろなことはあると思うんですけれども、幾つか越前市ということではなくて、今後ということで少し教えていただければありがたいのです。

山田シニアマネージャー 越前市の調査は先ほど特徴という話で言いましたけれども、調査の種類でいうとこれは単発の調査なんです。継続調査、つまり月次でもって毎月やる、ルーチンワークになっているというものは、割とやりやすいというか、ノウハウも蓄積されて安定的ということになるんですが、5年に1度というようなこういうタイムスパンのあるような単発の調査というのはハンディーがあると思います。都市部に立地して、大都市圏域でのフィールドワークを中心に事業をやっているという会社にとってみれば、5年に一遍、地方で行われる調査、それも調査員調査というような調査になると、大変ハンディーが大きいのかなと思います。調査会社は大半が単発調査でもって、言わばパネルの調査、継続調査よりも単発調査が大半の売上を占めているんです。そういうところはどうやってやっているかといったら、勿論いい条件でとれているものもある。だけれども、多くの要因は私は稼働率だろうと思うんです。

その稼働率というのは、社員の稼働率を上げる。単発調査ですから、空きが出てくるよりも空いている時間、要するにピークボトムよりもボトムのところをどうやって引き上げていくのか。そこに埋まる調査という形で稼働率をどうやって高めるか。

稼働率を高める考え方は、社員の稼働率を高めるから、調査員調査であれば、調査員の稼働率も 高めるとすると、1本1本では大変であったとしても、1年間通してと考えるとそれなりのペイで きるラインが出てくるのかなと思います。

もう一つは、稼働率と言うと、地域が例えば福井県ならば福井県で1年間通してコンスタントに何本か、例えば2か月置きにこのぐらいの規模の調査が入るというような状況があれば、これもやる意味があるのかなと思います。

あるいは調査の時期も、ある時期集中してやるというふうに、それも稼働率を高める方法だろうと思っているんです。

勿論、応札するか受託するかというのは1本1本の判断をするんですが、その前後の中で、やは り時期であったり地域であったりというところで、稼働率を高めるという形の条件がある時期想定 し得るのであれば、私は十分参入できる機会はあると思っているんですが、しかし、残念ながら、 日本の統計調査は分散型ですから、同じ経済産業省であっても、統計を所管しているセクションが 調整をして、できるだけ効率よく民間にやってもらうために時期をずらそうとか何とかそういう調 整は全くないわけですから、そこはなかなか期待し得ないところですが、私どもとしてはそういう ような条件がこれから民間開放という形で従来以上にいろんな形で民間事業者を活用するという ケースが出てくれば、今、私が言ったような形での稼働率を全体を高めるという状況になってくる ので、これは今以上にはやりやすい条件になってくるかなとは思います。

前原主査 どうぞ。

廣松専門委員 その際、事業所企業を対象とした調査と、それから、世帯個人を対象とした調査 とでは何か違いがあるとお考えですか。それとも、余りそこのところは気にしないということでしょうか。

木原部長 やはり事業所対象の調査と、いわゆる世帯対象の調査では、調査員に求められる能力が若干違ってくるのかなと思っております。

特に事業所対象の調査ですと、売上とかデリケートなことを聞かなければいけないし、ある程度、 売上とか営業利益とか従業員数等の概念を調査員の側が持っていないとうまく聞き取りができな いというところもあります。世帯について言うと、やはりオートロックで入れないとかという複雑 な事情もありますので、そこは調査員の教育の仕方として少し複線化というか、それ向けのメニュ ーとかというのがあってもいいのかなと考えております。

前原主査 どうぞ。

鈴木専門委員 1点だけお聞きしますが、この調査の委託の越前市の例を見ますと、非常に少ない金額になるわけです。それでスケールメリットを追求するというと、要は広域でやることになるんですが、中身としては越前市でやっているようなぱらぱらした調査を広域でやるんです。

ですから、スケールメリットと言っても、集約してどこかで大量に調査ができるわけではなくて、パラパラした調査を広い範囲でやる。となると調査員を絞るにしても交通費がかかってしまうとか、そういうことに対してどういうふうにお考えでしょうか。スケールメリットというのはそういうので追求できるものなのか。やはりそういうことでは難しいとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

飯田部長 そもそも、今回の予算の実査コストを見ますと、先ほど申しましたように $220 \sim 230$ 万が実査の経費です。予算どおりいきますと、30 万~40 万が人件費なんです。それを各市町村の方が予算を全部積み上げまして、その人件費が例えば 10 市町村でしたら 10 倍になりますという話であれば、またそれはそれで少し検討する余地はあろうかなとは思いますが、実際場所にもよりますけれども、福井であれば福井市に拠点を持って、各地方からも呼んで、そこで集中的に研修を行ってという話になります。そこでは交通費等も発生してきますから、先ほど申しました実査のコストより各市町村単位で見れば上がってきます。ただ、上がってくるんですが、トータルで見てどうかというのは弾いてみないとわからないところが真相です。

前原主査 どうぞ。

廣松専門委員 そのときに、別のところで話題になったのですが、ジョイントベンチャー方式というのは、やはり有効な考え方なんでしょうか。そもそも現在の民間事業者の間でそういうジョイントベンチャーを組むこと自体容易なことなのかどうか、その辺の感触を伺えればと思います。

木原部長 ジョイントベンチャーについては、おっしゃったとおり有効な選択肢の1つであると 考えております。ただ、いわゆる建設業界さんでやられるようなジョイントベンチャーと少し異な る点もあるかと思います。当然調査会社同士の特性もありますし、シンクタンクと調査会社が組んだり、調査会社同士で地域を分け合ってやったり、あるいは調査会社と情報システム会社で組んだり、さまざまな形があるかと思いますので、そういったような点についてもできるような形で考えていきたいと思っております。

飯田部長 補足しますと、各調査会社、特性があるというお話しなんですが、私どもの場合は、 先ほど申したんですが中央一括管理方式なんです。それで各スーパーバイザーに指示を送って、各 地でもって集会を開いてやっていくというパターンです。例えば、サーベイリサーチさん等、他の 調査会社さんのように、各デポがあります、ブランチがありますというところとは違うんです。そ ういうことでいきますと私どもの方はJVを行うメリットが十分にあるというふうな判断をしま した。

前原主査 そのほかよろしいですか。

私の方から1点お聞きしたいんですが、お話しの中で大体よくわかりましたが、もし越前ではなくて同じような調査が首都圏で発注されたとしたら、どういう形の調査になったとお考えになりますか。

飯田部長 首都圏での私どもの調査員の状況をまず考えます。そうしますと、100名とか、頑張っても200名とかの数です。この対応力でもって首都圏の就業構造ですと市区町村単位ですからそれが幾つかということとの見合いになるんですが、そういう話が1点。それから、先ほど出ましたように、JVが可能であればJVの形も考えなければいけないと思います。

ですから、そこは大変申し訳ないんですけれども、やはり案件主体で対応しているというのが今、 実情でして、それではだめだという御意見も多分あろうかと思うんですが、それはまた検討させて いただくということにしたいと思います。

前原主査 どうぞ。

廣松専門委員 私もまだ整理がついていないんですが、先ほどの例えば文科省のような場合は、 今年度から本稼動になりました政府の統計共同利用システムを使ったオンライン調査の導入とい うことを一方で進めているわけです。

そういう方向と民間開放という方向とはそもそも同じ方向を向いているのか、もしかすると共同 利用システムを利用したオンライン調査が政府内部で広く行き渡ると、民間開放する部分というの が減ることになるのか、その辺のところは私もまだよく整理できないんですが、その点についてど ういうふうにお考えでしょうか。

木原部長 文科省様のお話を細部まで熟知はしていないんですが、恐らくオンラインを経由して、教育委員会様から調査票をとるというようなイメージかと思うんです。そういうふうな形で事業所なり組織体なりを相手にする調査の場合は、オンラインというのは急速に普及していくかと思います。ですが、これを世帯にいきなり当てはめるというのもまだ無理なところもありまして、特に60歳以上の高齢者で女性の方だと、いわゆるインターネットとかパソコンの利用率というところもありますので、世帯を対象とした統計調査において、いきなりそれが普及していくというふうには当社としては見ておりません。

委員の方から御指摘があったように、オンライン化というのは大きな流れになっていて、10年とか大きな流れの中では当然世帯対象調査もその流れになっていくのかなと思っておるんですが、直近2~3年というレベルではまだまだ調査員が足で稼ぐというか、1件1件訪問して着実に調査票をとってくるというスタイルの方が有効ではないかと思っております。

ただ、おっしゃったとおり、オンライン化にどう対応するかというのは今後、民間企業にとって も大きなポイントであると認識しております。

前原主査 よろしいですか。

ありがとうございました。御説明をお聞きしまして、我々が問題だなと思っているところがよく 整理されて御説明いただいたと思います。ありがとうございました。

是非、これからも成功モデルについても提言をしていただいて、民間の力を発揮していただければありがたいと思います。

それでは、時間もまいりましたので、これでインテージさんからのヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

木原部長 ありがとうございました。

(株式会社インテージ関係者退室)

前原主査 それでは、続きまして、科学技術研究調査の 19 年度事業の実績評価につきまして、 事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料につきましては、お手元に委員限りでまず「平成 19 年度 民間競争入札実施事業『科学技術研究調査の照会対応等事業』の実績評価について(案)」というペーパー、参考としまして、前回4月2日の第 12 回統計調査分科会でお出ししました実績評価の(骨子案)というものをお配りしております。この骨子案の後ろの方には、3月7日に総務省統計局さんの方から報告のありました実施状況についての資料も付いてございます。

済みませんが、委員限りの実績評価について(案)というものをごらんいただければと思います。 前回、お出ししました骨子案にデータ等を埋め込みまして、肉づけをしたというようなものでございます。では1ページ目から順番に簡単に御説明をさせていただきたいと思います。まず「I事業の概要等」ということで整理をいたしました。

Iの1としまして「実施の経緯及び事業の概要」ということで、公共サービス改革基本方針、平成 18 年 12 月 22 日に閣議決定。こちらにおいて民間競争入札を実施することを決定しました。これを受けまして、総務省は 19 年 1 月 30 日に民間競争入札実施要項を定め、民間競争入札を実施し決定した受託事業者による事業を 19 年度に実施しましたということでございます。

そして事業の概要としまして、下の方に表の形で、事業内容、契約期間、受託事業者、契約金額、 業務に当たり確保されるべき質、というものを整理してございます。

2ページにいかせていただきますが、2としまして「受託事業者決定の経緯」ということで、整理をさせていただいております。

応札した民間事業者は2社ということで、4月2日に入札金額を開札したところ、両者とも予定価格を上回る価格であったということから、実施要項に基づきまして直ちに再度の入札を行ったと

いうことです。しかし、落札に至らなかったため、同一条件で価格の再提示を求めたところ、1社が予定価格の範囲内の価格を提示し、落札者となったということで経緯を整理してございます。

3 としまして「本事業の平成 20 年度以降の取扱い」ということで、書かせていただいております。

昨年、19年10月~11月にかけまして、その時点まで得られた19年度事業の実施状況ということで、回収率等、質に関わる数字というのはその時点で既に得られておりましたので、そういったものを踏まえまして、統計調査分科会なり入札監理小委員会で審議を行いまして、19年12月24日に基本方針を改訂いたしまして、20年度以降は事業内容を一部見直した形で民間競争入札を引き続き実施することを決定しました。具体的には対象業務の範囲を拡大、調査関係用品の印刷についても対象業務として追加したということ。契約期間を約3年間とする複数年度契約で実施することとしたというようなことで、20年度以降の取扱いをまとめてこちらで記述してございます。

3ページからが実際の評価ということになります。

「II 評価」で「1 評価方法について」書いてございます。基本方針に基づきまして、総務省から3月7日に提出されました実施状況についての報告を踏まえまして、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行うこととする、ということでございます。

2 からが評価に入っていくわけですが、サービスの質の確保についての評価ということで、まずは(1)としまして回収率について整理をしてございます。

19年の実施状況ということで、先ほど申しました総務省からの報告に書かれておりました回収率について表の形式で整理してございます。

- 「 基準日(6月末日)時点の回収率」。
- 「 督促回収率」。
- 「全体の回収率」につきまして、19年度実績、目標とする水準値や18年の実績値、そういったものを表で整理してございます。

4ページは「イ 評価」というようなことで、書かせていただいております。

この評価の部分については、はしょりながらですが読み上げたいと思いますが、「回収率については、基準日(6月末日)時点の回収率及び督促回収率については目標とする水準値をほぼ達成し、また、全体の回収率が過去の実績値をほぼ達成していることから、受託事業者は特段の問題なく今回の事業を実施したものと認められる」。

「ただし、総務省の報告では、サービスの質の達成について」ということで抜粋させていただいておりますが、『国の側では、回収状況について進捗状況を確認してきたところである。その中で、7月ごろより回収率について17年実績値との差が出始めたためということで、9月初めには17年実績値を約7%下回る状況となった。』

そういったこともございまして、『このことから平成 20 年度以降に実施する事業においては、早い段階から民間事業者に対して 19 年度の経験も踏まえた具体的な助言を行うこととしたい』というようなことで、総務省の報告で記述しているということから、こちらとしましても、「サービスの質の確保に当たっては、モニタリング等を通じて早い段階から所管部局が受託事業者に対して具

体的な助言を行うなど、連携を図ることが必要と考える」ということで、評価として整理してございます。

「(2)照会対応業務について」ですが、まず「ア 平成19年の実施状況」ということで、表の 形式で照会分類ごとの照会件数を表の形式で載せてございます。

5ページをごらんいただければと思いますが、総務省の報告によれば 19 年に受託事業者が実施 した照会対応件数は、18 年に総務省が実施した件数と比較しますと 1.7 倍の増加となっている。

総務省の方で実施した照会対応件数につきましては、18年の実績に比べると4分の1に減少しているというようなことでございます。

また、その下に、業務が適切に実施されたかを確認するため、総務省において調査客体へのアンケートを実施しており、その結果は以下のとおりであるということで、表の形で整理をしてございます。

5ページの下の方「イ 評価」でございますが、まず「照会対応件数が増加したことについては、 従来は調査標中に「提出先・問い合わせ先」として所管部局の住所、電話番号等を示していたのに 対し、今回は別葉により「科学技術研究調査お問い合わせセンター」として受託事業者が設置した フリーダイヤルの番号等を明示的に案内したことによるものと推察される」ということで記述して ございます。

照会対応業務全体の話としまして「調査客体へのアンケートにおいて、各項目ともに、どちらか といえば好意的な反応を示した客体が8割を超えていることから、おおむね良好であったものとい える」ということで整理してございます。

「(3)督促業務について」こちらも「ア 平成 19年の実施状況」をまず記載してございます。 「業務が適切に実施されたかを確認するため、総務省において調査客体へのアンケート及び事後的 な聞き取りを行っており、その結果は以下のとおり」ということで、 としましてアンケート結果、

としまして事後的な聞き取り結果、こちらについて記載させていただいてございます。

6ページの下になりますが「イ 評価」ですが、「督促業務については調査客体へのアンケートにおいて、各項目ともにどちらかといえば好意的な反応を示した客体が8割を超えていることから、おおむね良好であったと言える。」

「ただし、総務省の報告では、督促の際、一部に白紙提出等を容認する発言があったことを受けて、」こちらについても総務省さんの報告を抜粋させていただきましたが、『民間事業者が督促業務において白紙提出や記入不備を容認する発言があったという結果を踏まえ、平成 20 年度以降においては内勤スタッフに対する教育(研修) 指導の内容及びその方法を具体的に提示させることとしている。また、モニタリング等によりこのような発言に関する情報が得られた場合には、民間事業者に対し改善を求めることとする』というように記述されておりますので、こちらとしましても、「業務担当者等に対する教育研修を充実させることやモニタリング等を通じて業務の実施状況を適切に把握し指導を行うことなどにより、再発の防止に努めることが必要であると考える」ということで整理をしてございます。

(4)としまして「調査票の未記入及び誤記入の状況について」ということで記述させていただ

いております。この調査票の未記入及び誤記入の状況につきましては、「入札監理小委員会での実施要項の審議を踏まえ、将来的にサービスの質の指標として設定することを視野に入れ、試行的に把握していただいたもの」でございまして、「その結果は以下のとおり」ということで表の形で整理させていただいております。

8ページをごらんいただければと思いますが、総務省の報告では、『今回の結果を見ると、照会のあった項目に関する未記入または誤記入の最も多い項目の件数は、非営利団体、公的機関では3件。大学等では5件。企業等では22件となっており、照会対応に大きな問題があったとは言えない。』

『調査票の未記入及び誤記入については、必ずしも照会対応によって発生している現象とは限らず、また、照会する客体は照会せずに調査票を提出する客体と比べて調査に対する疑問や誤解を抱きやすい傾向にあることから、もともと未記入及び誤記入の可能性が高いという点にも注意が必要である。』

『未記入及び誤記入については、今回は初めての検証であるが、今後とも引き続き同様の状況把握を行う予定であり、その際には今回の結果との比較も可能になるものと考える。』

と、このように総務省の報告では記述しているということから、当方としましても、「引き続き データの蓄積状況を見ながら、サービスの質の指標として設定できるかどうかを検討することでや むを得ないと考える」ということで整理してございます。

「3 実施経費等についての評価」でございます。

まず(1)としまして「受託事業者の実施経費」ということで、今回この業務の契約形態につきましては、調査票等の一式の送付は単価契約、それ以外の業務につきましては請負契約としたということで、具体的に契約金額 1,585 万 5,000 円のうち、単価契約分はこれこれこういう計算により 643 万 200 円。請負契約分については、942 万 4,800 円であるということで、契約形態はどういう仕組みでやったのかということを記述させていただいております。

9ページにいきまして、「今回の業務に要した経費として、受託事業者が算定し総務省に報告している実施経費は以下のとおりであり」ということで、「特に請負契約分の合計は 1,591 万 5,303円と結果的に契約額 942 万 4,800 を大幅に上回ったと報告されている」というようなことでございまして、その下に単価契約分と請負契約分、こちらは内訳について表形式で記載させていただいております。

9ページの下になりますが、こちらは(参考1)としまして、「従来の実施に要した経費」ということで、実施要項において情報開示されている従来の実施経費について、10ページの頭のところに表の形式で記載させていただいております。

(参考2)としまして、総務省の業務への影響についてということで、「事業のトータルコストがどうであったかを見るためには、受託事業者の実施経費に加え、総務省の業務量の増減についても検証すべきであり、総務省から、総務省における業務量についても報告」をいただいておりますということで、その報告内容を表の形式で記載させていただいております。

こちらに対する総務省の業務への影響について、総務省の報告では『照会対応について国におい

て処理した件数を見ると、当初からの想定内のもの』であった。『調査表等の再送付については、 当初の想定以上に業務が増加した。』『民間事業者との連絡調整については、当初の予定どおり』で あったということで、『業務量の上からの問題はなかった』といった総務省の報告から抜粋して記 載させていただいてございます。

11 ページの中ほど「(2)評価」ということでございますが、「受託事業者から総務省への報告によると、受託事業者が実施に要した経費は結果的に契約額を大幅に上回ったとのことであり、受託事業者の責任による部分も大きいとは言え、このことは好ましいことではなく、今後に向けた課題であると考えているが、今回の事業は官民双方にとって初めての経験であり、総務省の報告において『国としては内勤スタッフの大幅な増加によらず、人員の配置時期、採用方法、督促の方法等の工夫を効果的に行うことにより、経費の増加を抑えることが可能であったのではないかと考えており、平成20年度以降に実施する事業においては督促に当たって、民間事業者との連携し、連絡を密にしながら実施することとしたい』と記述しており、官民とも経験を積み重ねていけば実施経費が下がっていくことになるのではないかと考えられることから、平成20度以降の事業の進捗状況を注視してまいりたい」ということで整理しました。

また、「参考として報告された総務省の業務量については、照会対応業務については受託事業者との連絡調整業務についてはおおむね総務省が当初想定した範囲内であったが、調査票等の再送付について受託事業者からの連絡に基づき総務省が行うこととしていたため業務量が増加したということであり、総務省の報告では『以上のとおり、今回の事業においては、国における平成 19 年の業務量は当初想定したほど減少しなかったが、その要因は、調査票等の再送付が相当量を生じたことにある。このため、平成 20 年以降は民間事業者の再送付の見込み数を提示させるとともに、調査票等の再送付の作業については民間事業者の業務とすることとした』と記述していることから、19 年度事業の経過を踏まえて 20 年度以降の事業がより効率的に実施されることを期待する」ということで整理をしてございます。

最後になりますが、III としまして、19 年度事業等を踏まえた本事業の見直しと今後の課題ということで記載をさせていただいております。

読み上げますが「Iの3で述べたとおり、本事業については、平成20年度以降も民間競争入札により決定した民間事業者による事業を実施することとしている。

平成 20 年度以降の事業の実施要項については、平成 19 年度事業等を踏まえ、官民競争入札等監理委員会の審議を経て、以下について見直しを行っている」ということで、

1つ目としまして、「サービスの質を「全体の回収率」のみとし、基準日時点の回収率及び督促回収率については民間事業者の提案に基づき、モニタリングを実施することとした。」

2 つ目としまして、「民間事業者が提出する企画書のうち、教育(研修) 照会対応業務に該当する部分で記載すべき内容について所要の修正を行った。」

3点目としまして、「調査票等の再送付は民間事業者の業務とした」という3点について見直し を行っているということで書かせていただいています。

「また」としまして、「今回の実績評価及び 20 年度以降の実施要項審議を踏まえ、20 年度以降、

事業を継続して実施するに当たっての課題を以下のとおり示しておきたい」ということで、4点ほど示させていただいております。

1つ目としまして、「19年度事業では、事業遂行の面で民間事業者との連携に課題を残したことから、モニタリング等を通じて早い段階から民間事業者に対する具体的な助言を行うなどにより、総務省と民間事業者が連携を一層密にして事業を実施することが必要。」

2点目としまして「市場化テストとして実効性が上がるようになっているかどうかの観点から、 総務省が受託事業者の実施経費、総務省と受託事業者との連携の状況等についてフォローすること が必要。」

3点目としまして、「総務省は、照会対応・補足業務の応対状況、調査票の未記入・誤記入の状況をサービスの質として設定できるかどうかについて引き続き検討することが必要。」

4点目としまして、「総務省は本事業におけるインセンティブ、ディスインセンティブについて、 その導入の可能性を引き続き検討することが必要。」

以上4点、示しております。

「こうした課題も含め、平成 20 年度以降の事業の経過については、統計調査分科会において適宜ヒアリングを行ってまいりたい」というようなことで締めてございます。

実績評価(案)についての御説明は以上ですが、今後こちらの取扱いですが、本日のご審議で御 指摘がございましたら、そちらを反映した上で総務省と正式な協議を行いまして、その後、本委員 会の方に報告をしてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

前原主査 ありがとうございました。

それでは、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。 鈴木専門委員、どうぞ。

鈴木専門委員 この実施に当たりまして、1年目に非常に経費が上乗せになったということですが、今後、あと2年、20年、21年度の予測というか予定としてはどういうふうに考えておられるんでしょうか。わかりますか。

熊埜御堂参事官 済みません。事実関係だけ申し上げれば、引き続き行っている3年間の事業に つきましては、もう入札を行われておりまして、その入札の結果としてはもう出ております。

これは一応若干経費は上回っておりますが、この経費が上回っているのは事業が拡大したことによるものと受け止めておりますので、それを3年間でどのようにこなしていくかというのは、違う事業者なんです。実はこれをやったのはサーベイリサーチさんなんですけれども、違う事業者が受けたと聞いておりますので、その事業者さんがちゃんと受けてやっていただけるかどうかというのは今後の話でありまして、今の段階で例えば今後の事業についてどうのこうのというのを評価の段階で言うことはできないと思っておりますが、ただ、議了を経て行っている事業でございますので、これにつきましてはまた半年間なり1年間なり事業の具体的な進捗を見てヒアリングを行っていただきたいし、事務局でもその辺はよく補足をして御報告させていただきたいと考えているところでございます。

前原主査 よろしいですか。

鈴木専門委員 はい。

前原主査 これは9~10ページの資料を拝見すると、やはり契約額との関係で言うと内勤人件費 のところが上回ったということかなと思うんです。

それから、10ページでこれまでの経費を見ると、今回経費がたくさんかかったとは決して言えないのかなと思います。従来と同じぐらいの経費がかかったと言うべきなのかなと思います。ただ、契約金額からすると足が出ているということですけれども、これはなれてくると少し変わってくるのかなと思います。この内勤スタッフのコストの部分が変わってくるのかなという気はいたします。これは入札したときに最初はなかなか折り合わなかったというのは、やはりこの辺のところなんですか。

熊埜御堂参事官 済みません。私の判断でお答えできる話ではありませんが、事実関係等から察するに、恐らく経験がない世界で入札をしたところでありますので、当初の入札では恐らく手探りでどれぐらいの督促なり照会対応に人手がかかるのかということで、推計せざるを得なかったところがあると思うんです。

それが実際上やってみると、これは総務省の報告によりますともう少し総務省側ではうまくいくのではないか、効率的にできるのではないかと思ったところが若干パーセントが低かった。それでかなりのマンパワーを慌てて投入せざるを得なくなったという事実関係があるのではないかということでありますので、この辺りは恐らく同じ徹を踏むことはないと事務局でも考えておりますので、もう少し緊密な連携を保っていただきながら、この続きの今年度以降の事業についてはきちんとやっていただけるのではないかと思っておりますが、これもここの評価の最後のところにもありますように、また統計調査分科会の方で御審議いただきたいと思っております。事務局の方でも整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

前原主査 確かにこれは初めての経験ということから考えれば、比較的よくできた方かなという感じはしますけれども、国の事務の増減の 10 ページのところの分だけは少し合理化ができたわけで、コスト的にも前年に比べてよりたくさんかかったかというとそうでもないわけで、ただ、業者の方は赤字が出たということですけれども、これはだんだんに経験することによって変わっていくのかなと思っていますけれども、そういう意味では微妙なところですけれども、比較的成功とみなしていいような事例なのかもしれません。

熊埜御堂参事官 事務局としてはこの評価ですべて書いていると受け止めておりますので、そういう理解でよろしければ評価につきましては総務省と協議を始めさせていただきたいと考えております。

また、具体的な印象とか、この調査が皮切りでございますので、今後、民間開放を進める他省庁もございますので、どのように民間開放を進めていくかについてはまたその調査ごとの個別の事情もありますので、よく見極めていただいた上で進めていただかなければいけないかなというふうには考えております。

前原主査 ありがとうございました。よろしゅうございますか。

どうぞ。

芳賀審議協力者 調査客体への対応状況のアンケートというのがあると思うんですけれども、これは開放前というか、国の方でやっていらっしゃるときにはやっていらっしゃらなかったアンケートなのではないかと思うんですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

熊埜御堂参事官 それで結構です。民間開放を始めることによって、こういうアンケートをしないと客体との関係がわからないではないかという御議論もあって始めたということで、逆に言うとそういう蓄積がございませんものですから、これは続けてやっていかないと見えてこない、また比較するにしても、こういうことをどのようにやっていくのかというのは今後の課題かなと考えております。

芳賀審議協力者 質を比較する際に、もし開放するのではあれば、現段階で既に国が実施している段階でこういった対応アンケートというようなものをしてあると、今後開放したときにそれがよくなったとか悪くなったのかといった議論ができるかと思いますので、開放前に一度やっておかれた方が良いのではないかと思うんです。

熊埜御堂参事官 開放を前提に調査をしているわけではございませんので、なかなかそれを前提にした議論をするのは難しいと思いますが、ただおっしゃられるとおり、民間開放に向けて質というものをどのように考えるかという中で、これが果たしてこういうアンケートのやり方がいいのか、もっと別のやり方がいいのかということも含めて、これは検討しておくべき課題ですし、これは当委員会でもまた当分科会でも御議論いただきたいと思いますし、また各府省でもよく検討していただかなければいけない事項だと考えております。

前原主査 どうぞ。

廣松専門委員 内容としてはほぼこれでいいと思うんですが、ただ、記述する場所の問題なのかもしれませんけれども、この2ページのところでもう平成20年度以降に関しては契約期間を3年間とする複数年度契約を実施することとしたと書いてあります。これが評価書であるとするならば、例えばこの評価を踏まえて、平成20年度以降、複数年度契約を実施するということにしたという方が何となく素直なような気がするんですが。

勿論、入札のためのいろいろな準備のために時間がかかかるんだろうと思います。そこはある程度しんしゃくするにしても、評価書としては評価の最後のところで平成 20 年度以降複数年度契約を実施することが適当であると判断するとか、そういう書き方ではないかと思ったんですが、そこはいかがなんですか。

熊埜御堂参事官 これは恐らく廣松専門委員がおっしゃっていることは筋論だと思うんですが、 単年契約でこれがやられているためにこの問題が起こっていることと受け止めています。

つまり、普通は複数年度でやった場合には、1年なり2年なり評価がされて実績が積まれていて、それを基にして例えばこれは基本的にはこの公共サービス改革法に基づくプロセス、また公共サービス改革基本方針にのっとっているプロセスというのは、実施期間終了後もしくは終了後間に合うようにということなんですけれども、当該サービスの必要性等について再評価、評価をするんだということでまとめていくというのが筋だと考えております。

ただ、今回の場合は非常に特殊なケースだと思っておりまして、2つ特殊な要因があると思っております。

1つは10月、11月の段階で事業が終わっていたんです。普通は終わっていない。例えば3月までやるならば3月までかかるわけですが、10月、11月の段階でそこまで判断する材料はそろっていない可能性があるんですが、そこがそろっていた。そろっている段階で、ただ若干の不足要因はありまして、例えば具体的なデータでは不足している部分があったんですけれども、これは分科会の方で廣松先生も御指摘いただいて御議論したという事実があって、その事実の中で、その段階でわかる情報を基にして、具体的に12月24日の公共サービス改革基本方針改定に向けての決定ということについて問題ないという判断をしていただいたということがありますので、つまり評価の前にもうそういう判断をされているという前提になっているということが1つあるということで、こういう事業の20年度以降の取扱いというのは、この評価とは別にもうやられているんだということで書かさせていただかざるを得ないかなというのが事務局の判断です。

前原主査 これは表現を「こととした」ではなくて、「こととなっている」とかと。

熊埜御堂参事官 済みません。文字の辺りはまた御相談させてください。

ただ、事務局としてはこういうことで書いておるということを御説明させていただいたまでで、今後協議いたしますし、また本日、そういう御指摘ありましたので、今の主査の御発言も踏まえまして、またほかのところの表現ぶりのところは、本日は一応案として説明させていただきましたが、まだ記述に不十分な点はあるかと思いますので、そこは御指摘いただいた上でそれを踏まえて総務省との協議に入らせていただければと考えております。

前原主査 ありがとうございました。

それでは、科学技術研究調査の 19 年度事業の実績評価案の調整につきましては、これで総務省との協議に入るということといたします。

熊埜御堂参事官 済みません。今の話を踏まえて入らせていただきます。

前原主査 協議における具体的な対応や、協議終了後の委員会への説明等の取扱いにつきましては、私に一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

前原主査 ありがとうございます。それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。

最後に、その他の議題について事務局から説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 お手元に資料は配付してございませんが、御報告をさせていただきます。統計委員会の基本計画部会の第4WGでヒアリングというものがございまして、4月8日でございますが、前原主査に御出席をいただきまして、説明をしてまいりました。具体的な説明につきましては、官民競争入札等管理委員会の役割、これまでの各省の民間開放についての取組み状況、これまでの取組み状況を踏まえた問題認識、統計調査分科会として今年度どのような活動を進めていくかといったようなことを中心に御説明をさせていただきました。

具体的な質疑のやりとり等につきましては、統計委員会の基本計画部会の第4WGのところのホームページにアップされておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

また、我が方から出した資料もアップされておりますので、そちらをごらんいただければと思いますので説明は省略させていただきます。

ということで、そういう議論をさせていただきまして、そこでは前原主査の方から、我が方というのは統計調査分科会としても総務省統計局や政策統括官室とも十分議論を積み重ねながら、その法定受託事務について「市場化テスト」民間開放についての検討を進めていくとともに、その他のものについても十分議論を進めてやっていきたい、統計委員会とも連携していきたいというようなことについて御発言をいただいているというところでございます。

私からは以上です。

前原主査 ありがとうございます。今、事務局から御報告がございましたとおり、4月8日に統計委員会基本計画部会の第4WGに出席して説明をいたしました。

廣松専門委員が第4WGの座長をしておられます。何か御発言ございますでしょうか。

廣松専門委員 4月8日の第4WGで大変率直に御発言いただいて、私としては大変よかったと思っております。

第4WGの委員の方々も分科会の主査としての御意見を聞いて、この分科会が何をやっていて何を目指そうとしているかということに関するある程度の共通認識を持つことができたのではないかと思っておりまして、心から御礼申し上げたいと思います。

前原主査 ありがとうございました。感想ですが、御質問がいろいろありまして、お聞きしていまして、かなりここの委員会と違って利害関係がはっきりしているんだなということがよくわかりまして、座長の御苦労をうかがい知ることができました。

ただ、これは力を合わせてやっていかなければいけませんので、今後ともよろしくお願いいたします。

そのほか、皆さんから何か御発言ございますか。統計委員会との連携につきましては、今後とも 進めてまいりたいと思っております。そのほか、説明事項ございますでしょうか。

事務局 では、済みません。私の方から。本日、基本方針に掲げられている事項のフォローアップの1つとしまして、文部科学省からのヒアリングを行ったところであります。今後、ほかの省の検討状況等につきましても、次回以降の分科会においてヒアリング等を行ってまいりたいと考えておりますが、そのうち、国土交通省の鉄道車両等生産動態統計調査につきまして、事務的に状況を確認したところでは、民間事業者からとった見積額と現行の予算額が大きく乖離しているなど、幾つか課題が出てきていると伺ってございます。

また、こちらは基本方針に掲げられている事項ではありませんが、昨年 11 月にヒアリングを行いました環境省の水質汚濁物質排出量総合調査に関してでございますが、ヒアリングの時点では施策自体の在り方について検討会で検討中ということであり、その結果によっては調査方法が大きく変わる可能性があるというようなことでございましたが、結局のところとしましては、調査方法の変更はない形で調査が続行されることとなったということでありまして市場化テストへの対応を視野に入れ、検討を行っていただいているということでございます。

いずれにしましても、次回以降の分科会で順次フォローアップしてまいりたいと考えております

ので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

前原主査 ありがとうございました。何か御質問・御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日予定されました議題は以上でございます。これで本日の統計調査分科会を終了いたします。次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡をいたします。本日は御多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございました。

なお、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の皆さんは御退出をよろしくお願いいたします。 (傍聴者退室)